

消費税増税ストップ9・27集会に5000人

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話(243)0141
13年10月7日

「新潟民商から四七〇〇筆の個人署名、

二二の団体署名を国会に届ける」

安倍首相が国民の声も聞かず、国会も開かず消費税増税を決めようとしていることに対し、二七日東京日比谷野外音楽堂に全国から五千名を超える参加で反対集会が開催されました。新潟県からは百二十

名が参加しました。新潟民商からは高橋会長、中村・細山副会長らが参加しました。

集会前の国会議員要請行動を行いました。国会議員は多く、集めた署名を日本共産党の上哲士議員事務所へ手渡し、提出してもらいました。

集会では、山根香織主婦連会長などの挨拶の他、全国各地の活動報告が行われ、集会后デモ行進を行いました。

「関屋支部からは四名の代表参加増税中止まで頑張ろう！」



関屋支部からは、初参加の近藤新支部長を先頭に四名が参加、終日行動しました。新潟駅に到着後、渡部睦夫県連会長が「増税中止まで頑張ろう」と訴え散会しました。



署名を手渡す中村富慶副会長

「消費税増税やめて！」

・地元国会議員要請行動・

九月二十四日、石崎徹衆院議員（自民）と佐藤信秋参議院議員（自民）へ、野上副会長と事務局の佐藤・安達の三名で要請行動をしました。

石崎徹氏本人が対応し、要請文を目にしたのち、増税の中止・延期の声も承知しているが、8%は諸外国に比べて低いと述べ、増税後の手立てを考えていく旨の話に終始しました。要請団は、消費税が転嫁出来てない現状や消費税そのものの滞納を抱えている問題など増税がいつそう中小業者を苦しめ、廃業に追い込むことになると訴えました。そして過去の消費税が社会保障に回らず、ほぼ法人税や富裕層の減税に消えてしまっている実態や自民党のマニフェストで増税分は全額、社会保障に充当するとあるのに、この度またも増税に法人税の減税を持ち出してきたことの矛盾を指摘しました。

最後に、先般の国民集会時に一七九八筆の消費税増税反対署名を受け取った石崎徹事務所（東京）が後日、宅急便で新潟民商へ署名を送り返した苦情を伝えたところ、石崎氏本人が承知してないと、その場で東京事務所を確認後、その非礼を詫言しました。その上で、持参したその署名を石崎氏本人が預かることになりました。帰りに際、石崎氏は「今後とも国論を二分する問題でも、来ていただければ対応させていただきます」と応じました。四十五分ほどの面談になりました。その後、佐藤信秋事務所にも同様の要請をしました。

中原八一参議院議員のところへは西蒲民商の長谷川会長・竹内事務局長、新津民商の上杉事務局、新潟民商の宮村・磯部・長谷川事務局の六名で要請行動をしました。

中原議員は不在でしたが、秘書の方から対応していた。だき、要請文を渡して消費税が増税されると大変だという現状を訴えました。

秘書の方からは「中原氏は、地域が良くならなければ、消費税を上げないほうがいい」という考えでいることを話しました。

国民健康保険学習会を開催

石山支部

「国保料が高くて払えない」「差し押さえ通知が来た」
このような声が聞こえてくるのが新潟市の国保の現状です。石山支部では九月二十八日、飯塚孝子市議会議員を講師として国保学習会を開催し、国保料の高さの理由や計算方法、減免制度などについて学習しました。学習会には五名が参加しました。



国保加入者の所得は下がり続けているのに保険料の負担は増加し、来年も国保料の見直しで値上げが行われるのではと言われています。負担の重い国保料ですが、保険料や窓口負担の減免制度も存在しています。これらの制度を市職員は教えてくれません。自分で所得や国保料を見直して、これらの制度をもっと積極的に活用した方がよい、と飯塚さんは話しました。

石山支部では十一月にもう一度この国保制度、減免の学習会を開催する予定です。

「全国税金問題交流会に参加して得た確信」(前編) 副会長 野上 昇

9月27日の消費税増税反対全国集会に続いて、28・29日の二日間、全国税金問題研究集会にも参加してきました。

例年の各地からの経験交流中心でなく、弁護士や税理士等の専門家の講義を多く取り入れた高度で実戦的な勉強会でした。

新潟民商から3名、新潟県連で11名、全国から総勢357名の参加でしたが、定員超過で参加できなかった人もあったそうです。

「税金は国民が同意した法律によってのみ賦課される」という租税法律主義をヨーロッパの近代民主主義革命から説明されました。

現在の日本の財政について、どんなに貧しくても少しでも消費活動をすれば取られる消費税を、法人税を中心とする富裕層減税の引き当てにするばかりでなく、無責任に乱発してきた国債を買ってくれている富裕層への利払いに使っている実態が明らかにされました。

現場での税務署の対応については、納税者に修正申告を勧める本音は、税務署員の調査能力の低さと、更正決定をする事務作業や不服審査や裁判をされる煩わしさにあることが解明されました。

他に勇気づけられた内容として。

- 一、強気に使われている「行政指導」も、納税者の協力を求めるものであって強制力や罰則のあるものでない。
- 二、税務調査への立会いは、税理士の独占業務である税務代理行為でないので税理士法違反と言えない。
- 三、銀行預金でも、ずっと空だった口座に入金された児童手当等、本質が差押え禁止財産であることが明らかならば差押え禁止。
- 四、重加算税は単なる過少申告でなく、隠ぺいや仮装が確認された場合だけの罰則。
- 五、根拠の薄い異議申し立てでも、税務署を手間取らせ、以後の対応を慎重にさせる。
・・・次号へつづく。

中村文昭氏 特別講縁会のご案内!

動けば変わる!

中村流『4つの鉄板ルール』

※聞けばあなたの人生観が変わる。あの伝説の講師の新潟スィッチ《縁》ステーション。

日時 二〇一三・一〇・二七(日)

会場 江南区文化会館 音楽演劇ホール

(住所) 新潟市江南区芽野山三丁目一の一四

入場料 前売二千円全席自由(当日二千五百円)

※江南区文化会館でも絶賛販売中です!

お問い合わせ NPO法人 えんでくる

TEL 〇二五(二五〇)〇二〇〇(山本まで)